



整骨院・接骨院で、誤って 「組合員証」を使わないために…

整骨院・接骨院で組合員証を使うことができるのは、ねんざ、打撲、肉離れ、骨折*、ひび*、脱臼*に限られ、日常生活からくる肩こりや筋肉疲労には使えません。柔道整復師にかかる場合は、負傷原因を伝え、組合員証を使えるかどうかを確認しましょう。
*応急手当以外は医師の同意が必要です。

整骨院・接骨院で、あなたは大丈夫？

こんな行動が誤った請求につながります！

1



負傷原因は、組合員証が使えるかどうかを左右する重要な情報。いつ、どこで、何をしてケガをしたのか、正確に伝えましょう。

2



長期間かかっても症状が改善しない場合、別の原因も考えられます。3カ月以上にわたる場合は、重症化予防のため、医療機関の受診を。

3



共済組合は「療養費支給申請書」の記載内容に基づいて施術費を支払います。誤り防止のため、内容を確認してから署名してください。



共済組合から、施術内容などの照会をすることがあります

共済組合では、整骨院・接骨院から共済組合に請求される「療養費支給申請書」のチェックを行っています。記載内容と、みなさんが実際に受けた施術内容が一致しているか、電話や文書などで照会をすることがありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

整骨院・接骨院にかかった際は、領収書を保管するとともに、手帳などに施術内容をメモしておく、スムーズな照会につながります。

たとえば、
こんなときは
組合員証は使えません
**全額自己負担と
なりますので、
ご注意ください**

× 過去のケガや
交通事故の後遺症



× 並行して医療機関で
治療中のケガ



× 日常的に起こる肩こり

※この他、通勤中や業務中のケガは労災保険の対象となります。